

3 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について

登記すべき事項については、申請書への記載、別紙の提出やCD-R等の磁気ディスクの提出に代えて、登記・供託オンライン申請システムを用いる方法により提出することが可能です。

この方式は、書面によって商業・法人登記の申請を行う場合において、登記事項をあらかじめ登記・供託オンライン申請システムを利用して法務局に送信し、おって申請書や添付書面等を提出する方法です。インターネットを使用できる環境があるのであれば、利用環境を確認いただき、ぜひご利用ください。

特徴とメリット

- ・ 申請用総合ソフトを使用し、申請書を簡単に作成することができます。
- ・ メールで、受付番号や補正、手続終了等のお知らせを受けることができます。
- ・ 電子署名及び電子証明書の添付は、不要です。

登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出方法

- ① 事前準備 : 申請用総合ソフト等をダウンロードします。
- ② 作成・送信 : 申請用総合ソフト等により登記事項提出書を作成し、送信します。
- ③ 印刷・提出 : 登記事項提出書を印刷し、添付資料等とともに登記所へ提出します。

(注) データの送信のみでは処理できないため、必ず法務局に申請書を提出してください。

詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム」

(URL <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>) をご覧ください。